

雇用保険説明会・職業講習会

午後2時15分から開始になります。
しばらくお待ちください。

・内容

- | | |
|---------|-----|
| ①雇用保険説明 | 45分 |
| ②職業講習会 | 30分 |

ハローワーク府中
雇用保険給付課
職業紹介部門

1

雇用保険説明資料

ハローワーク 府中
雇用保険給付課

2

雇用保険説明の内容

- ①雇用保険の基本手当を受給するには
- ②「受給資格者証」の見方について
- ③「失業認定申告書」の記入について
- ④認定日当日の流れ
- ⑤認定日について来所できない場合
- ⑥就職が決まった場合(再就職手当)について

3

1 雇用保険の基本手当を受給するには

雇用保険の基本手当は、

- ・積極的に就職しようとする意志
- ・いつでも就職できる能力がある
- ・積極的に就職活動を行っている
- ・就職活動を行っているにもかかわらず職業に就くことができない

上記の状態である場合に支給を受けることができます。

この状態を「失業状態」といいます。

失業状態にあるかどうかは、原則28日に1回指定される認定日に、支給を受ける本人がハローワークに来所し、失業の認定を受けることで確認します。

したがって、例えば

- ・病気やけがのため
 - ・妊娠、出産、育児のためすぐに就職できない
- 場合、「受給期間の延長」等ができる場合があります。

「基本手当を受給するには」詳しくはしおりP3を確認ください
「受給期間延長」はしおりP41・42を確認ください

4

2.「受給資格者証」の見方について

17 「認定日」欄

- ・ 失業の認定を行う日です(28日に1回)
- ・ 祝日・年末年始などにあたる場合は他の日に指定します
- ・ 認定日は「○型-□」と表示され、先々の日を知れるコードとなっています

「受給資格者のしおり」表紙下部のQRコード参照

○は週型1~4、□は曜日が入ります。

例えば「1型-水」

認定カレンダーの週型1と水曜日が重なる日が認定日となります

※ しおりの裏表紙にあるカレンダーで確認することができます

詳しくはしおりP11を確認ください

1. 支給番号	2. 氏名	
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 雇時年齢
	6. 生年月日	7. 求職番号
8. 住所又は居所		
9. 支払方法(記号(口座)番号-金融機関名-支店名)		
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額	15. 給付制限
16. 求職申込年月日	17. 認定日	18. 受給期間満了年月日
19. 基本手当日額	20. 所定給付日数	21. 通算被保険者期間
22. 離職前事業所名		
23. 再就職手当支給額	24. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)	

安定所連絡メッセージ1
安定所連絡メッセージ2
管轄公共職業安定所又は
管轄地方連絡局所在地
電話番号

交付年月日

公共職業安定所

7

2.「受給資格者証」の見方について

19 「基本手当日額」欄 ⇒ 1日あたりの支給金額

※失業給付は失業を1日単位でカウントします。通常、途中にアルバイト等がなければ

支給額は基本手当日額×28日となります

20 「所定給付日数」欄 ⇒ 基本手当が支給される最大の日数

※ 支給中に「受給期間満了日」が到来すると、支給終了となります

詳しくはしおりP51を確認ください

1. 支給番号	2. 氏名	
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 雇時年齢
	6. 生年月日	7. 求職番号
8. 住所又は居所		
9. 支払方法(記号(口座)番号-金融機関名-支店名)		
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額	15. 給付制限
16. 求職申込年月日	17. 認定日	18. 受給期間満了年月日
19. 基本手当日額	20. 所定給付日数	21. 通算被保険者期間
22. 離職前事業所名		
23. 再就職手当支給額	24. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)	

安定所連絡メッセージ1

8

3.失業認定申告書の記入について

- 記入は正しく慎重に行ってください
 - ・ この書類をもとに給付金が決定されます
 - ※ 「失業認定申告書」は法定様式となり、申告の内容により基本手当の支給となりますので、正しい申告をお願いします
 - ・ 記入もれ等があると皆様の待ち時間が長くなってしまいます
- ・ 記入方法
 - ・ 黒のペン または ボールペンで
 - ・ 訂正する場合は二重線で抹消(修正液不可)
誤 ハローワーク東京
正 ハローワーク府中

9

3.失業認定申告書の記入について

- 不正受給について
 - ・ 基本手当の受給中にお仕事をしたことを申告しなかったり、就職したことを隠して基本手当を受給し続けたり、偽りの申告によって基本手当を受給しようとした場合、不正受給として厳しく処分されます。
- 不正受給の処分は
 - ・ 支給停止
不正を行った日以降一切の支給はされません
 - ・ 返還命令
不正に受給した金額については、金額返還を命じ、即刻返還していただくことになります
 - ・ 納付命令
不正に受給した金額の2倍の額の納付を命じ、即刻納付していただくことになります
したがって、不正に受給した金額の3倍の金額を返還することになります
なお、返還及び納付を命じた額に延滞金も加算されます
 - ・ 財産差押え
返還または納付しないときは、財産の差押えも行われます
 - ・ 刑罰
詳しくはしおりP43～45を確認ください
不正の内容が悪質な場合は、詐欺罪として告発されることもあります。

10

3. 失業認定申告書の記入について(1・2欄)

○ 1欄について

「認定対象期間に働いたかどうか」について記入いただきます

- ・働いていない方 → 「イ」のしに○をしてください
- ・働いた方 → 「ア」のしに○をし、カレンダーに下記に基づき記入をしてください
- ・ **就職・就労(=4時間以上の労働) : ○印**
 - 基本手当は支給されません
- ・ **内職・手伝い(=4時間未満の労働) : ×印**
 - 収入があった場合は2欄に記入

1 失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労又は内職・手伝いをしましたか。	ア した 就職又は就労をした日は○印、内職又は手伝いをした日は×印を右のカレンダーに記入してください。 イ しない	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
		8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
		15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
		22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
		29	30	31					29	30	31				

2 内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあった日、その額(何日分か)などを記入してください。	収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分
	収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分
	収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分

詳しくはしおりP13を確認ください 記入例はP53を確認ください

11

3. 失業認定申告書の記入について(3欄)

○ 3欄について

○ 求職活動実績の回数

・原則として**2回以上必要(初回は1回以上あれば可)**

※ハローワークで職業相談等受ける場合は、受給資格者証をご持参下さい。

○ 求職活動実績の範囲

ハローワークの窓口での職業相談では詳細(補足)情報や応募書類(履歴書・職務経歴書)の添削、面接対策のアドバイスを行っておりますので、是非窓口をご利用ください

・求職活動実績となるもの

- * 求人への応募 * ハローワークが実施する職業相談等
- * 許可・届出のある民間事業者等が実施する職業相談等
- * 公的機関等が実施する職業相談等 * 再就職に資する各種国家資格等の受験

・求職活動実績にならないもの

- * 単なる求人情報閲覧
- * 単なる知人への紹介依頼
- * 紹介事業者等への単なる登録

詳しくはしおりP15~16ページをご確認ください

12

3. 失業認定申告書の記入について(4欄、5欄下)

○ 4欄について

「現在、公共職業安定所又は地方運輸局から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか」について記入いただきます

・「**応じられる**」 → 「**ア**」の応じられるに○を記入してください

・「**応じられない**」 → 「**イ**」の応じられないに○をするとともに、右の(ア)～(オ)の中から該当する記号に○を記入してください。

(ア) 病気やけがなど健康上の理由

(イ) 個人的又は家庭的事情のため(例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため)

(ウ) 就職したため又は就職予定のため

(エ) 自営業を開始したため又は自営業の開始予定があるため

(オ) その他

○ 5欄下について

・左下の年月日は「認定日」の日付を記入してください

・右側の氏名、支給番号はご自身について記入してください

13

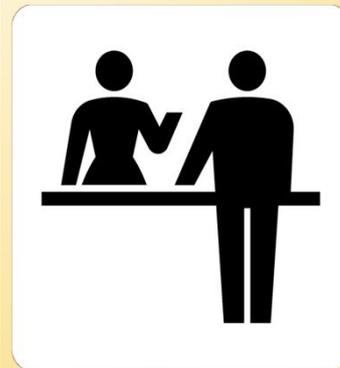
4. 認定日当日の手続き

- ・ 申告書の提出日時と場所 《失業認定申告書下段に記載の日時に来所》

認定日: **2階22番窓口**にて、失業認定申告書と受給資格者証を提出

※写真・不足書類等を依頼分も合わせ提出

※専用のクリアファイルを1部取り、その中に入れて提出



14

4. 認定日当日の手続き

- 振込予定日
 - 認定日の約1週間後
 - 『雇用保険受給資格者のしおり』
18ページをご覧ください

- 手続き終了後
 - 受給資格者証の返却
 - 次回の申告書の配付

- 次回認定日と時間の確認
 - 受給資格者証(第3、4面)の印字と
次回の失業認定申告書の左下の備考欄で確認

時間: 毎回変動します。失業認定申告書の備考欄をご確認ください

The image shows a portion of the '失業認定申告書' (Unemployment Certification Application Form). A red arrow points to the '備考欄' (Remarks) field at the bottom of the form, which is used for recording the next certification date and time.

The stamp displays the next certification date and time: '次回認定日・時間' (Next Certification Date and Time), '2月18日' (February 18th), and '9:30~9:45' (9:30~9:45). The text '月 日 時から' (Month Day from time) and '時まで' (until time) are also visible.

15

5. 認定日に来所できない場合

- 認定日に来所しないと、その「認定日」の前日までの4週間について、「失業の認定」を受けることができないため、「基本手当」の支給はありません



- 認定日を変更できる場合があります
 - ・就職したとき(認定日当日のみ働くような、ごく短期間のものを含む)
 - ・就職のために採用試験、面接、その他資格試験を受けなければならないとき
 - ・本人の病気、けが、結婚、その他親族の看護、親族が危篤状態にあるかまたは死亡したとき

必ず、事前に連絡し、ハローワーク職員の指示を受けてください

いずれの場合も、採用証明書、面接証明書、医師の診断書など、その事実がわかる証明が必要となります 詳しくはしおりP19、20を確認ください 16

6. 就職が決まった場合

➤ 早期の場合に「再就職手当」の支給が対象となる場合があります

● 就職が決まった場合

・「失業認定申告書」の5欄を記入し申告を行ってください

・就職の場合は、「ア 就職」に○を、その右横の「経路」は(1)～(3)の該当する記号に○を、その下欄の「就職予定日」には就職予定年月日を記入してください
右欄の「就職先事業所」は、事業所名、所在地、電話番号を記入してください

・自営の場合は、「イ 自営」に○をし、その右横の「自営開始年月日」に自営開始年月日を記入してください

※ 就職や自営業を開始(準備に専念し、就職活動を行わない場合を含む)した場合は、その日以後基本手当の支給はありません(支給終了)

詳しくはしおりP22を確認ください

17

6. 就職が決まった場合

➤ 早期の場合に「再就職手当」の支給が対象となる場合があります

○ 早期に就職が決まった場合の再就職手当の支給要件

➤ 就職日の前日までの失業の認定を受けたうえで、支給残日数が所定給付日数の3分の1以上であること

➤ 1年を超えて引き続き雇用されると認められること

➤ 採用の内定が「受給資格決定日」以後であること

➤ 「待期」が経過した後、就業に就いたこと

➤ 離職理由により「給付制限」を受けた場合

⇒「待期」満了後の1か月間は、ハローワーク等または許可・届出のある職業紹介事業者の紹介により職業に就いたこと

➤ 離職前の事業主または関連事業主に雇用されたものでないこと

➤ 過去3年以内の就職について、「再就職手当」、「常用就職支度手当」の支給を受けていないこと

➤ 雇用保険の被保険者資格を取得していること 詳しくはしおりP23～25を確認ください

18

再就職手当の額

【残日数2/3以上残して就職の場合】
基本手当 × 残日数 × 70%

【残日数1/3以上残して就職の場合】
基本手当 × 残日数 × 60%

※直通番号なのでつながりやすいです
 雇用保険受給についてのお問い合わせは
 雇用保険給付課:042-336-8666

※2次元コードをご覧ください

- ①ハローワーク府中 イベント情報
- ②雇用保険給付課からのお知らせ
- ③国民の祝日等における認定日変更のお知らせ
- ④雇用保険説明会について

受給資格決定日(求職申込日)	受理番号
令和	氏名

雇用保険受給資格者のしおり

雇用保険説明会 14時15分開始
 職業講習会 ~15時30分終了
受付開始13時45分~

【会場】 ヒューリック府中タワー2階会議室

【持参するもの】

- 受給資格者のしおり
- 失業認定申告書
- 筆記用具
- マイナンバーカード/運転免許証など本人確認資料
- 就職ハンドブック

【受給手続き時に不足していた書類】

- ① 写真2枚(3.0×2.4cm程度)
- ② 順票1,2(社分)
- ③ 払渡金融機関指定届、通帳又はキャッシュカード
- ④ 傷病証明書/主治医の意見書
- ⑤ 通知カード/住民票(個人番号記載あり)
- ⑥ 個人番号登録届
- ⑦ その他()

初回認定日 8時45分~9時15分

認定日にご来所されない場合、原則、受給できません。ご注意ください。

【提出窓口】2階22番(時間により変更いたします。失業認定申告書の備考欄をご確認ください。)

ハローワーク府中

相談・紹介・セミナー申込み 雇用保険受給についてのお問い合わせは
 受付時間: 042-336-8625 雇用保険給付課: 042-336-8666

こちらをご覧ください
 HW府中 HPより






・雇用保険説明会内容での質問のある方、本日、書類などを追加提出いただくことになっている方は、ハローワーク府中2階22番窓口の亚克力製のカラフルな受付箱に受給資格者証と小冊子『雇用保険受給者のしおり』のみを入れてお待ち下さい。

・説明会はこれで終了となります。

・続いて「職業講習会」を開催いたします。